

第三次恵庭市教育大綱（案）について

1. 教育大綱の位置付け

教育大綱は、改正地方教育行政法に基づき、本市の教育の推進に関する基本的な考え方を示すもので、「恵庭市学校教育基本方針」や「恵庭市生涯学習基本計画」などの具体的な計画の根拠となるものです。

2. 教育大綱の期間

この第三次教育大綱の期間は、令和3年度からの5年間とします。

	28	…	2	3	4	5	6	7
第二次恵庭市教育大綱	→							
第三次恵庭市教育大綱				→				
第5期恵庭市総合計画	→							

3. 第三次恵庭市教育大綱（案）における目標の体系

第5期恵庭市総合計画に基づき、基本目標・目標を定めます。

【基本目標】

人が育ち文化育むまちづくり

- 【目標1】 心豊かな思いやりをもった子どもの育成を図ります
- 【目標2】 子どもの自立成長を促す学校教育を目指します
- 【目標3】 手を取り合い創造性を育む文化芸術を築いていきます
- 【目標4】 夢と健康を育むまちづくりを進めます
- 【目標5】 地域で子どもを育む環境づくりを進めます ⇒ 新たに追加

4. 重点施策

恵庭市学校教育基本方針、恵庭市生涯学習基本計画、市長公約などに基づき、重点施策の推進を図ります。

- ふるさとに生き 夢と志をいだき、心豊かにたくましく伸びる子どもの育成をめざします
- 次世代につなぐ「人づくり」「地域（まち）づくり」をすすめます

5. 策定の経過・今後のスケジュール

R2年

- 8月26日 第1回恵庭市総合教育会議
- 12月17日 第2回恵庭市総合教育会議

R3年

- 1月29日 常任委員会報告
- 2月 パブリックコメント
- 4月 第1回恵庭市総合教育会議において策定